

法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次のとおり定めることとする。
 - (1) 特定多国籍企業グループ等の判定等における基準とすべき金額の本邦通貨表示の金額への換算方法の細目を定める。(第38条の3関係)
 - (2) 特定財務会計基準の範囲、特定多国籍企業グループ等の範囲、所在地国の判定方法、除外会社等の範囲等の細目を定める。(第38条の4～第38条の12関係)
 - (3) 当期純損益金額、個別計算所得等の金額の計算、対象租税の範囲及び調整後対象租税額の計算の細目を定める。(第38条の13～第38条の29関係)
 - (4) 会社等別国際最低課税額のうち特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に帰せられる割合の計算における非支配株主帰属額等の細目を定める。(第38条の30関係)
 - (5) 国別グループ純所得の金額から控除される金額、再計算国別国際最低課税額等のグループ国際最低課税額の細目を定める。(第38条の31～第38条の39関係)
 - (6) 構成会社等の所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額がある場合又は構成会社等の所在地国が適格分配時課税制度を有する所在地国である場合におけるこれらの所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の細目を定める。(第38条の40、第38条の41関係)
 - (7) 適用免除基準における収入金額の計算等の細目を定める。(第38条の43、第38条の44関係)
 - (8) 国際最低課税額確定申告書の記載事項及び添付書類等の細目を定める。(第38条の45～第38条の48関係)
 - (9) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供方法の手続等の細目を定める。(第68条関係)
 - (10) その他所要の措置を講ずる。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)